

施設基準案内

施設基準案内	受理番号	算定開始日
療養病棟入院基本料	(療養入院)第 50 号	令和2年4月1日
療養病棟療養環境加算1	(療養1)第 107 号	平成30年5月1日
入院時食事療養(Ⅰ)入院時生活療養(Ⅰ)	(食)第 142 号	平成18年4月1日
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	(脳Ⅱ)第 270 号	令和2年4月1日
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	(運Ⅰ)第 241 号	令和5年2月1日
呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)	(呼Ⅱ)第 20 号	平成18年4月1日
がん治療連携指導料	(がん指)第 83 号	平成22年12月1日
入退院支援加算	(入退支)第 65 号	平成30年6月1日
CT撮影及びMRI撮影	(CM)第 248 号	平成24年4月1日
糖尿病透析予防指導管理料	(糖防管)第 4 号	平成24年4月1日
がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼)第 79 号	平成24年4月1日
診療録管理体制加算3	(診療録3)第 150 号	令和2年6月1日
データ提出加算	(データ提)第 132 号	令和2年10月1日
薬剤管理指導料	(薬)第 246 号	令和4年1月1日
情報通信機器を用いた診療に関わる基準	(情報通信)第 100 号	令和5年4月1日
二次性骨折予防継続管理料3	(二骨継3)第 103 号	令和5年4月1日
入院ベースアップ評価料27	(入ベ3)第 7 号	令和6年6月1日
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	(外在ベ)第 219 号	令和6年6月1日
感染対策向上加算3	(感染対策3)第 59 号	令和6年6月1日

※看護職員・介護職員(看護補助職員)の1日あたりの配置人数は、診療棟1階、診療棟2階に掲示。

当院は、厚生労働大臣の定める上記の施設基準に係る算定を行うことを、九州厚生局長に届出た保険医療機関です。

令和7年4月1日 小林病院

小林病院医療病棟入院基準

- 療養病棟入院料 1（看護職員 20 : 1 看護補助者 20 : 1）の配置
- 当院では、療養病棟入院基本料 1 を算定する病棟では、1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び 6 人以上の介護職員（看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 : 00 ~ 夕方 17 : 00（日勤時間帯）まで、
看護職員 1 人当たり 9 人以下の患者様を受け持ちます。
介護職員 1 人当たり 9 人以下の患者様を受け持ちます。

夕方 17 : 00 ~ 翌朝 9 : 00（夜勤時間帯）まで、
看護職員 1 人当たり 3 4 人以下の患者様を受け持ちます。
介護職員 1 人当たり 3 4 人以下の患者様を受け持ちます。

入院時食事療養費（I）

当院は、管理栄養士による管理のもと、
適時適温により食事を提供しております。

食事時間

朝 7：40 昼 11：50 夕 18：00